

司法試験委員会会議（第13回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

平成16年11月26日（金）17:00～20:00

2 場所

司法試験考査委員室

3 出席者

（委員長）上谷清

（委員）浅海保，小幡純子，神垣清水，高橋宏志，長谷川真理子，
本間通義
（敬称略）

（幹事）大谷晃大，椛嶋裕之，齋藤誠，村上正敏（敬称略）
（議題3についてのみ出席）

（同委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課））

池上政幸人事課長，横田希代子人事課付（幹事兼任），丸山嘉代人事課付，古宮義雄試験管理官

4 議題

- (1) 平成17年度司法試験第二次試験考査委員の推薦について
- (2) 司法試験第一次試験免除に関する個別審査について
- (3) 併行実施期間中の現行司法試験と新司法試験合格者数に関する方針について
- (4) 平成17年前期における司法試験委員会の開催日程について

5 配布資料

- 資料 1 平成17年度司法試験（第二次試験）考査委員推薦候補者名簿
資料 2 平成17年司法試験委員会日程（案）

6 議事等

(1) 平成17年度司法試験第二次試験考査委員の推薦について

平成17年度司法試験（第二次試験）考査委員として，資料1記載の候補者を法務大臣に推薦することが決定された。

(2) 司法試験第一次試験免除に関する個別審査について

事務局から，司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則第1条第15号による同試験の免除に

関する個別の受験資格審査の申請状況及びその内容について説明があった。協議の結果，当日協議の対象となった9名の申請者中2名について，上記規定に基づき同試験を免除することが決定された。

審査結果については，事務局から申請者に対して通知することとされた。

(3) 併行実施期間中の現行司法試験と新司法試験合格者数に関する方針について

(委員長 ， 委員 ， 幹事 ， 事務局)

それでは，前回の委員会において，委員の方から出された宿題について，説明する。

まず，前回，委員の方から，現行司法試験を受けている方が，この併行実施期間中にどの程度救済される対象となるのかということについて，何か分からないのかという指摘があったので，これについて説明する。

すでにある統計から，ある年度に不合格になった人が次の年の司法試験の受験をあきらめてしまう割合というものを出すことができる。例えば，平成15年に初めて司法試験を受けた人のうち，10,742人不合格になっているが，次の年，すなわち平成16年に2回目に受けた人が何人いるかということ，4,007人になっているので，そこで受験を断念した人が何パーセントいるのかといういわゆる断念率を出すことができる。

そこで，平成16年の受験回数別の断念率をもとに，平成16年に受験した人のうち，平成17年以降，果たして何人の人が司法試験を受験していくのかということシミュレーションすると，平成17年には30,802人，平成18年には22,612人，平成19年には16,827人，平成20年には12,620人，平成21年には9,518人，平成22年には7,219人と，こういう形で推移していこうと予測される。なお，このシミュレーションについては，新規に受験する人はいないという前提に立っている。これは，従前から議論され，この委員会での議論でもそうだが，これから新たに司法試験を受けていくという人は，法科大学院のルートを通っていくのが制度的に求められる在り方であろうということ前提にして，新規参加者はゼロということで予測している。要するに，まさに今年受けた人が，どれだけその後受け続けていくかということで予測したものである。

次に，統計を元に受験回数ごとの合格率を算出することができるので，ここでは平成14年，15年の受験回数別の平均の合格率を出し，これを先ほどの予測受験者数に掛け合わせて，予想合格者数を算出することとした。平成14年と平成15年というのは，実は1,200人ベースで合格者を取った時期である。今年から合格者は1,500人ベースになっているが，1,200人ベースで取ったとしたら，この合格者数が今後どのように推移していくのかということで算出した。すると，平成16年は1,318人となるが，これは1,200人ベースで取れば，そのくらいが合格するということである。しかし，

実際には今年1,500人ベースの合格者を取っているのですが、現実には1,483人が合格している。そういうことで、ともかく1,200人ベースということで予想合格者数を算出していくと、平成17年は1,139人、平成18年は902人、平成19年は655人、平成20年は506人、平成21年は377人、平成22年は271人ということになる。

次に、前回、委員長の方から、前々回の委員会で説明したシミュレーションは、法科大学院の在学者全員がその課程を修了して司法試験を受験するということを前提としているが、意見書の趣旨に従えば、そこは本来厳格な成績評価・修了認定が行われるのだから、在学者全員が受験するという前提は適切でないのではないかという指摘があり、受験者が一定数減った場合の合格率についてのシミュレーションができないかという示唆があった。

その際の条件として、法科大学院の在学者が6,000人として、1回につき3,000人が合格するとして、3回の受験機会合格する確率を出せないかという指示だったので、これらの指示に従って、シミュレーションしてみた。

その結果は、6,000人のうち1割の人が修了できなかったと仮定した場合には、結論的に言うと合格率は約56パーセントということになる。同じように2割の人が修了できなかったという場合だと約63パーセント。3割の人が修了できなかったという場合だと約71パーセントということになる。後、お配りした資料だが、これは、前回の委員会でもお出ししたが、この司法試験の合格者の数の関係では、いろいろなところからいろいろな意見書を頂いているので、前回の委員会以降に司法試験委員会あてに送られてきた意見書・要望書等をここに集めている。最近法科大学院関係者、法科大学院の学生からのものがほとんどである。それから資料中には、前回の委員会以降に出た関連する新聞記事も入れてある。

まず幹事の方から説明いただいたが、質問等があればどうぞ。

先ほど断念率の説明があったが、この断念率というのは従来のものを平成16年以降も使って計算しているということか。

そうである。

法科大学院制度に変わったということで、当然断念率というのは、もう少し多くなるとかそういう可能性があるのでは。

そこは、どうか分からない。

どちらに転ぶか分からないが、シミュレーションとしては、法科大学院ができていながらもかわらず、従来どおりの断念率で計算したということか。

そうである。

その延長でいくと、先ほどのシミュレーションは修正要素としては、予測受験者数は新規参入者はいないという面ではいいのだが、既存の受験者の一定数が法科大学院に抜けていくという意味での数字は引いていない。そこは十分変動があり得る。二つ目は、合格者数は1,200人ベースでやっているが、実際は平成16年、平成17年は1,500人ベースでやっていくわけだから、そこでまた修正されるという、二つの修正要素を入れてしまうと先ほどの数字は大分変わってしまうのではないか。予測だからどういう議論をしていいのかわからない。

1,500人ベースは、新司法試験開始直前の時期でもあり、大きい数字であるので、1,200人ベースでということシミュレーションした。また、新規参入をゼロにしているが、実は新旧試験の併行実施が終わった後には、予備試験が始まる。予備試験というのは、要するに様々な事情で法科大学院に行けない方のためにある試験であり、これは制度として実施するということが決まっている。そうすると、予備試験のない時期に、そういう状況の人たちがどうしたらいいのかという現行試験を受けることになると思う。そうすると新規参入をゼロにするという前提は、そのような受験者を想定していないということになる。

今言われたように、現行を何年もやっている人の中でかなり法科大学院に入っているという実態があると思うが、その分は減るのではないか。

そうだと思う。

減るといってもどれだけ減るのかということが分からないからなかなか議論ができない。

今、議論があったようにいろいろ不確定要素が多くて、私も説明のあったシミュレーションをどうやって検証したらいいのか、なかなかいい考えが浮かばない。ここまで質問しなかったのは、むしろ何を質問したらいいのかわからないからで、質問を留保したい。

何か現行司法試験について議論の材料になるようなシミュレーションがあればいいのだがという意見があったものだから、何かやってみようかという苦心の結果だと思う。

後は、せっかく説明いただいたこの数値だが、不確定要素があるということ前提にすると、一つは、どのレベルを救済すべき対象とするかということとは、

要するに分析結果に対する評価の問題である。例えば，受かる可能性のある人は全員救済するとして，10回あるいは10回以上受験した人たちまで全員救済する，ということではないだろう。どこで線を引くのかということについては，いろいろ議論した上でどこかで評価的な要素が入るといったことも含めて議論していくべきだろうと思う。

実際には，平成16年の合格者数はもう少し多かったわけだし，平成17年ももう少し多くなるかもしれない。それに新規の受験者が平成17年にまた入ってくる可能性もある訳だから，そういった変動要素を加味しながら，参考にさせていただかなくてはいけない。

平成16年の実際の合格者は，シミュレーションの数よりたくさん取っているし，平成17年もシミュレーションの数よりたくさん取ることになるので，これらの増加分は平成18年以降の予想合格者を先取りしているという言い方は当然できると思う。

苦心してまとめていただいたのだと思うが，先ほどの現行試験に関する説明は，不確定要素が極めて多いので，一つの参考として考えていただくとして，これから協議いただきたい。

はじめに，前回から今回までの間に，私を含めて，幾つかの法科大学院を見せていただいたので，その感想をお伺いしたい。

なぜ法科大学院の授業を見に行ったかという目的は，試験制度があることは厳然たる事実だが，大学側の実際の授業内容が，新しい試験にふさわしいものなのか，理念としてうたわれた予備校と違うという教育にどの程度近いものなのかという辺りを，ロースクール修了者を対象とする新司法試験の合格者を何人にしていくのかという前提として，授業態度，授業内容，生徒の熱心さというものがどの程度かということを実際に見せてほしかった。自分には最初，予備校と大した違いはないのではないかと，というような思いもなかったわけではないが，実際に各校の生徒の姿勢を見ると，間違いなく予備校と全く違う授業がなされており，あるいは授業に取り組んでいるという実感がした。それを司法試験とどれだけリンクさせていいのかは別問題だと思うが，今のところは法科大学院を見せていただいて有意義であったなというのが入り口の感想である。

一つは，余り我々は批判的に見てはいけないところもあるなという気が少しした。実際にスタートした新しい制度に携わっている人たちの苦勞というか不安というものをどう考えるのかということを実直に思った。新しい理念に対する理解の仕方もいろいろあるだろうが，少なくとも新しい理念の下で，例の7，8割うんぬんとかその他いろいろうたった上でやっている。そういう点

で最初のチャレンジがあった時にどういう数字にすべきかということは考えなければいけないと率直に思った。

もう一つは、私が見た法科大学院以外の法科大学院のことはわからないが、やはり大学院によって違うと思う。そうすると法科大学院を評価する第三者機関のシステムがどうなるのかということをもう一度よく考えないと、これからの数の議論を含めてやりにくいところがあるというか、底抜けの議論になるのではないかと思う。

複数校見させていただいたが、一つは法科大学院によって大分内容が違うなというのが率直なところ。「う～む」と感心するようなレベルの授業をしているところ、しかもそれがプロセスとしての法曹養成という趣旨に適合していると判断できる講義もあったし、これは従来の法学部における授業と大差ないのではないかと思われるような授業もあった。ただ、多くの学生たちは非常に熱心と言うか、今までの法学部の学生と比べて格段に勉学意欲があると、熱意をもっているということはひしひしと感じた。また、多くの教授の方々も本当に工夫している、皆さん試行錯誤しているというのも良く分かるが、その中でも一所懸命やられているということは本当に良く分かった。今回発表したサンプル問題との関連で言うと、講義内容や聞くところによる法科大学院の前期の試験問題などの内容と、サンプル問題は割合適合しているところが多いのではないかと思う。まだ始まったばかりで最終的な成果は分からないが、このまま3年間頑張ってくれば、サンプル問題に抵抗感なく取り組めるといような成果が相当に上がるのではないかと、これは期待感をこめて申し上げたい。

辛口に言えば、2つくらい疑問をもっている。一つは、大学のシステムとして、それから学生個人として、予備校的な発想に実際にまだ時間を割いているのか、あるいは期待しているのか。表では大学の授業を受けながらも不安感から裏で予備校に行っているということもあるのか。あるいは大学のシステム自体が基本的な科目だけ教えて、あとは予備校側の補講的なものにゆだねているというようなものがありはしないのかなという気持ちもある。今度また参観の機会があればそういうことが見たいし、学生とも話してみたい。

もう一つは、まだ半年しか学生生活を経っていない。したがって、既修未修どちらでもいいが、もう1年たてば、大学側に期待するものがどこまで来たかが分かるのではないか。最初に、法科大学院はよくやっているなという話をしたが、実際に司法試験に7割合格させていい程度のレベルに達するような方向性が見えると言っているのかという点は、まだ早計ではないかなと思う。ではどうするかというと、先生や学生とのフランクなヒアリングがあった方がより充実感が分かるのではないかという気がしないでもない。

私も今回はできる限り見せていただいた。確かに、学生の皆さんが非常に熱心に、例えば予習をかなりやらなければついていけないので非常に熱心にやっ

ているし、授業も休まないように出てきている。そうしないといけないという状況があると思う。しかし、率直に言って学生がどの程度の実力になっているのかは見ていただけでは分からない。

授業については、各委員が触れられていたとおり、非常に工夫していい授業をされているなという印象を受けたのもあったし、従前の大学での講義とそう変わらないのではないかなという印象を受けた講義もあった。それから、これは大学によって違うし、カリキュラムの設定の仕方によっても違うとは思いますが、意外と受講数にばらつきがあった。これも既修コースか未修コースとか、いろんな組合せによって違うだろうが、一番多いところは見せてもらった中では80人以上という大勢で講義されていたクラスもあったし、一番少なかったところは7、8人という講義もあった。7、8人というのもゼミではなく、講義は基本的な科目の講座、未修者に対しての講義だったから、内容は80人クラスとそんなには変わらないが、大学によって随分違うという印象を持った。

私も複数校見学した。

教員の立場としては、本当に法科大学院になって従来と変わったと思う。従来の法学部でも演習の授業は教員と濃密なやり取りがあったが、法科大学院では、普通の授業がそのような形式になり、教員の取組み方が大きく変わったというのが、4月から法科大学院が発足しての大きな転換ではないかと思う。いろいろな局面での変化があるのだが、まず授業方法については、FD、ファカルティ・ディベロップメントという形で教員同士が話し合っている。こういうことは今までなかったことで、教育方法としてどういう工夫をすれば一番良いかについて、一つの大学内で様々な分野の教員が集まり議論したり、また、各分野で複数の大学の教員が集まって、どのケースを取り上げるのが一番適切かといった形で授業方法についての話し合いをすることもある。これも今までにはなかった取組みであり、法科大学院が誕生して少なくとも現場の教員にとっては大きな変化があったと思う。それから、授業を参観するというのも、従来もたまにはあったかもしれないが、一般の法学部の授業においてはほかの教員に見られて、そのやり方をどうこう評価されるというのは通常考えていなかった。ところが、法科大学院の授業は、我々司法試験委員会が見学しただけではなくて、例えば、大学の教員同士が見られるようにしているし、もちろん第三者評価機関には見られるし、そうやって自分の授業内容が評価されるということも新しい話で、いろいろな意味で大きな変化があったというのが実感としてある。

それから、最初に言われたことだが、予備校に行っているのではないかという点は、通常であれば法科大学院の授業が忙しくて予備校には行けないというのが今の実態のはず。授業の予習復習が非常に忙しくてそういう暇はない。法科大学院を修了した後の4月、5月に、例えば司法試験が行われる直前のところでどうするかというのは分からないが、少なくとも通常の授業の時には予備校には行けないはずであり、行っていないと思う。

今般のマスコミ報道による反応を見て、私は、34パーセントという数字が出たことによって、主として学生側から、「これでは元の木阿弥で受験技術、受かるための勉強をしなければいけない。」ということで問題が起きていることがどうしても理解できない。

今の法科大学院の授業では予備校には行けない。ところが、プロセスを十分評価して法科大学院で普通に授業を受けていれば受かる試験であれば良いのに、そうではなく非常に競争が激しく、合格率のパーセントが下がるとなると、法科大学院の授業、プロセスとしての教育を受けただけでは新司法試験に受からないのではないかという危惧が生まれる。そうすると学生の側から逆に法科大学院に対する要望として、司法試験対策を十分に、本来のプロセス教育の意味を減じるような方向の要望がくるかもしれないし、司法試験対策以外の多様な取組をおろそかにするような状況が起こってくるなど、これから混乱状態になっていく可能性がある。

そういう受験技術を教えるような法科大学院であってほしいというような意味が、学生側の抗議に入っているのではないか。したがって、大学側も生存競争、経営戦略からいくとそれを受け止めるような方に変わりうる余地も含んでいる話なのかなと思う。そうすると今の法科大学院の設置の考えとは少し違った方向に行っているし、そもそも受験技術に走るのではないかという疑問自体がおかしいのではないか。どんな試験にも合格率はあるわけだし、仮に3パーセントが34パーセントになるだけでも相当な合格者の増加で、更にそれをもっと増やすというのは、言ってみれば5年間の過渡期において、どれだけ下駄を履かしてくれるのか、うまみのある合格になるのかという議論にすり替わっているのではないか。何パーセントにしる、法科大学院教育を受けて、別に試験制度がある以上は落ちる人は落ちるのであって、それを受からんがために予備校復活論に結びつけるのはどこかにゆがんだ発想があるのではないかと思って発言した。

その点、見せていただいた法科大学院の中で自習室などを拝見すると教員の方々が推奨する教科書なり参考書なりがきちっと積んであるところと、よくよく見ると受験予備校の教科書が堂々と積んであるところがある。これをどう評価したらいいのか分からないが、それぞれの法科大学院の特色だと思う。もう一つは、シラバスや大学の案内、パンフレットなどを拝見していると、そこにちらちらと司法試験を重視している、司法試験用の教育を当校はするのであるということを暗ににおわせているような大学も見受けられた。これに対しては、私は非常に危機感を抱いていて、そうであってはならないはずだと思っているが、現実問題としてそういう法科大学院があることも否定できないだろうと思う。

私としては、そういうことでは新しい司法試験には受からないよというアナ

ウンスが、今回、司法試験委員会が公にしたサンプル問題を十分に教員なり学生なりが検討してくれることによって出ているのではないかと期待している。そうするとそういう方向性も改まってくる可能性はあると思う。これも期待感だが。

いろいろな法科大学院があるし、そして法科大学院もまだ発展途上で試行錯誤なのだという気がする。まず学生が熱心であることは間違いのないところだが、私自身予備校の教育というのを見たことがないのでうまく言えないが、予備校によっては、そして予備校が提供するコースないし教師によっては、受講者は熱心であったということだから、熱心であるということは目的が狭まれば熱心になるのだろう。問題はその熱心がどこに向いているのかということになる。法科大学院の学生の中には、相変わらず司法試験の受験予備校的な答案が随分あると聞く。一方で、今までの法学部にはいなかったような学生もあり、学生も多様化しているとも聞く。法科大学院の参観でも、授業中に受験予備校のサブノートを教科書の下に隠して読んでいる学生がいた。予備校教育のどこが悪いのかということ、法科大学院側が十分に把握する必要がある。また、厳格な成績評価をして厳しく修了認定をするという理想も十分に機能していないという印象を受けた。

予備校的な教育に対する対応の一つとして聞いた話だが、ある法科大学院で試験問題に工夫をして、第1問と第2問で一貫して書くかどうかということを見てみたそうだ。刑法で、ある問題は團藤説で書いた方が書きやすい、ある問題は平野説で書いた方が書きやすい、それだからということで、学生にはそのパターンの問題については團藤説で書く、こっちのパターンについては平野説で書くということ、予備校では教えるらしい。そこでその先生は、その種の問題を作ってみた。別にその科目が刑法だったというわけではなく、団藤説・平野説というのは比喻だと受け取っていただきたい。すると、やはりそれに引っかかった学生がいたと、数は1割ないし2割だったということだが、やはりいたという。それを半年で矯正できなかったというのは、法科大学院の教師の腕がまだ鈍い、まだ試行錯誤だということだが、これをあと1年半で矯正できるかとなると、学生自身の努力と教師の努力でこれは何とも言えないというのが正直なところだろうと思う。ちょっと辛口かもしれないが、そういう感想を持っている。

それから、今回の学生から来た、どれもほとんど同じ内容の意見書の中に歴然と書かれていることがある。ある意見書は、朝日新聞の報道を受けて法科大学院学生が少なからず予備校の答案練習会に申込みをしたと書いてある。申込みをしただけで実際に受けたかどうかは知らないが、こういうことを司法試験委員会に堂々と書いてくるというのが、現在の法科大学院の学生の一部、どれくらいの一部かは分からないが、一部の学生の実態である。嘆かわしいことだと思う。

現在の司法試験では、受験者や合格者の受験回数が7回以上になるというのはちょっと疑問だと思う。しかも、9回以上という人が相当数いるわけで、私はこういう試験の在り方は絶対におかしいという気がする。だから、現行の司法試験とは全然違ったタイプのものを作っていくのが、今度の法科大学院を中心とした法曹養成だと思うので、現行の司法試験と同じタイプのものがもう一度実現されるようなことを法科大学院の基準として考えてはだめで、全く違ったタイプの良さがどこにあって、全く違ったタイプの良いところがあれば、前の試験で達成基準としてあったものと同じものが再現されるわけではないのだから、実質的にどこが下がるというのは見えているのかとか、違ったことをすることからの視点で見なければいけないと思う。

幾つかの法科大学院を見せていただき、まだ若干これからも見せていただく機会があると思うが、法科大学院の授業を実際に見せていただいた上での意見はひとまず以上として、合格者数の問題について、自由に議論していただきたい。

どの辺りから議論していったらよいか。

前提問題になると思うが、前回質問的な趣旨で申し上げた、例えば司法制度改革審議会の意見書であるとか、顧問会議の議事内容といったものを、どう当委員会で評価し、扱うべきかということを確認したい。

私の考えでは、法的な意味での拘束力はない。ただその中でも軽重はあるのではないか。司法制度改革審議会の意見書は、それに基づいて現在のプロセスとしての法曹養成制度が立ち上がったのであり、その中に司法試験が位置付けられているということを見ると、この意見書に関しては相当程度に尊重すべきものである。つまり、少なくともその趣旨を逸脱するようなことでは、プロセスとしての法曹養成制度を壊してしまうことになるのではないかと考える。ほかの顧問会議などの意見などについては、これは十分に参考にしながら考えていくということではいかがかと思っているが、どうか。

法的な拘束力という場合の意味は難しいところだが、この司法試験委員会というのは、新しく平成14年に改正された司法試験法の下で設置されたもの。同時に法科大学院の教育と司法試験等との連携法ができていて、要するに、法科大学院の授業と司法試験とがうまく連携を取りなさいというのが法律に書かれている。もちろん司法制度改革として法科大学院はできたのだが、具体の法律としては連携法があるので、その中に司法試験は位置付けられていて、この司法試験委員会があるということは、前提にすべきだと思う。

司法制度改革審議会自体が、きちんと法律に基づいて内閣により設置されて、司法制度の全般について審議し、最終的に意見書をまとめて内閣に答申した。そして、それに基づいて内閣が、それを実現すべくいろいろな政策を進めてき

たわけである。その中の一つが、今度の司法試験法の改正であり、また法科大学院の設置であったわけだから、当然のことながら、私どもはこの司法制度改革審議会の意見書の方針をできるだけ尊重して、少なくとも内容に矛盾することのないような方向で物事を考えていかなければならないというように考えている。

その辺は皆さんも異論はないところだと思う。ただ、意見書の中でいろいろ言われたことの中でも、具体的な閣議決定の中に取り込まれたり、あるいは、法律案として提出されて法律として制定された事項もあれば、そこまでは、っていない事項もある。例えば新司法試験の制度、我々のこの司法試験委員会というのも、司法試験法の改正によって設置されたものだし、法科大学院も新しい制度として法律によって付設されているわけだし、そういう法律に基づいてできたものもある。裁判員制度もそういうわけで法律に基づいてできた制度である。そういう法律に基づいてできた制度もあり、そうでないものもある。例えば、この議論でよく出てくる合格者数を何人にするとか、3,000人とするかというのは確か閣議決定である。

司法制度改革審議会意見書を閣議決定で尊重するとし、更に司法制度改革推進計画として閣議決定している。

別に法律で、3,000人というようなことを決めているわけではない。

合格率についても、例の「例えば7～8割」というようなことは、確かに改革意見書の中には出てきているが、別にそれが法律になっているわけではない。また、後に閣議決定した司法制度改革推進計画の中にも出ていない。物事の重要性に応じて濃淡があるということである。しかし、いずれにしても、我々としては改革審議会の意見書を尊重していくということには変わりはない。それを無視していいというわけではない。それは皆さん御異論はないと思う。

司法試験の合格者数あるいは内訳が、法科大学院の行く末にどのような影響をもたらすかということについてもある程度の共通の認識は必要なのではないか。

今般いろいろな法科大学院を見て、その教員の方と意見交換した中で思ったが、新たな法曹養成制度においては、もちろん法科大学院においては厳格な成績評価及び修了認定が行われるべきであるが、その上で司法試験を受けねばならないのであるから、もちろん法科大学院の教員にしても学生にしても、司法試験をにらむということはある程度やむを得ないと思う。制度的な必然性だから、どうしても司法試験の在り方、司法試験の問題と同時に、合格者の数あるいは内訳といったものは、大なり小なり法科大学院の講義なり学生の動向なりに影響を与えざるを得ないだろうと思う。そうすると、法科大学院制度と新しい法曹養成制度というものをここで立ち上げたということに関しては、これを健全に育てるべき責務がこの関係者全員にあるのではないか、その中で司法試

験というのは、先ほど言ったように、中核たる法科大学院の在り方に多大な影響を及ぼす可能性があるから、これを実施する責務を負っている司法試験委員会としては、これを重要視しなくてはならないと考えている。

育ての責務があることは異論があるわけではないが、育った人間がからっぽでうどの大木ではどうしようもないという問題があると思う。そうすると、5年間の併行実施期間において、新旧司法試験両者の関係をどう位置付けるかという、大きな遠いところをにらんだ議論とは、少し違った議論があっただけかと思う。要するに、法科大学院の修了認定と新司法試験とは、親戚ではあるけれども兄弟ではないという関係に思えて仕方がない。法科大学院の修了認定試験が現実存在した上で、改めて司法試験制度がある。大学の修了試験をもってすぐに法曹資格を与えてしまうならば、あとは再試験だということなら簡単だが、そうではない。法科大学院制度が育つべき上で、今の現状にそった戦略が必要なので、少し待ってほしいなという気がする。

そこに関しては、法科大学院の現状は、そう手放しで楽観視できない。その危機感というものは十分持っているが、少なくとも新たな法曹養成制度は発足した。そうすると、この制度をだめにしてしまったら、百年の大計を誤るのではないかと考えている。当面発足時には多少の不具合、不整合があっても、それをあえて乗り越えて法科大学院制度を育成していかなければならないというふうに思っている。

私は、法科大学院の制度をどう考えるべきかというところから、意見を述べたい。

法科大学院が大丈夫かという不安感を持たれているということはよく分かるが、制度として発足しているということは重要である。現行司法試験は長期間、500人合格者時代というのが続いていたが、平成10年が800人、平成11年に1,000人、平成14年には1,200人、それで今年、来年が1,500人と非常に急激で大幅な合格者増という状況にある。その上で、司法制度改革では、法曹人口3,000人を実現するために、例えば現行司法試験の合格者数を3,000人に増やせば一番簡単かもしれないが、やはりそれでは法曹という資格についての国民的理解は得られないし、様々な観点から新しい法曹を養成するということからも、今回法科大学院の制度を創設したという現状がある。

2番目は、先ほど前提として委員長が確認されたところだが、やはり政策の一貫性というのは考えなければいけない。現に連携法というのがあり、これは十年でもう一度検討ということになっている。移行の併行実施期間は様子を見るということになると、この十年の半分ぐらいが終わってしまって、それでは制度としてなかなか健全な発展というのは難しいのではないかと。司法試験委員会は飽くまで司法試験法を基に設置されているので、この流れの中に位置付け

られているということは先ほど委員長から説明されたとおりである。

司法試験委員会として、今回、合格者の割り振りを決定するという事については、国民へのメッセージ性が極めて強いのではないかという気がする。というのは、例えば800人、800人と新聞報道されたことの波紋がこれだけ大きかったということからも分かるように、司法試験委員会として、法科大学院修了者の新司法試験と同じ数を現行司法試験組に割り当てるということになる、当委員会にそういう意図がなくとも、法科大学院に対してどういう評価を持っているかということのメッセージとして受け止められるおそれがあるのではないかと思う。

当委員会というのは、試験の実施機関であり、通常は司法試験受験者の方だけを向いていけばいいのだが、やはり新しい制度の発足時なので、新しい法曹養成制度がどういうものなのかというメッセージになってしまうという意味で、広く国民に対しての責務があるのではないかと思う。

それでは、まさに今議論となっているところで、司法試験委員会として法科大学院に対してどういう評価を持っているのかということだが、現に授業参観にも行っているが、そこでの評価がマイナスであったのかどうかということについては、今伺った限りではそれほどのマイナス評価ということでもないと思う。しかし、司法試験委員会が法科大学院にマイナスの評価を持っているという誤った感じ方が、国民へのメッセージとして受け止められるおそれがあるということ、委員会として認識しておく必要があると思う。

最後に、私は、初年度の制度設計が、法科大学院の今後を左右することになるのではないかと考えている。その上で現行司法試験受験者の救済の必要性がどのくらいあるのかと、その辺りを天秤にかける必要があるのではないだろうか。現行司法試験については、実は今年度、来年度の合格者数は1,500人ということで、そこにおける救済というのはかなり大きいと思う。平成16年については、1,500人と300人も増えたので、これまで長年現行試験を受験してきた方たちがここである程度救済されており、来年度も救済されていくという部分が大きいのではないかと思う。

それから予見可能性について言うならば、新司法試験、それから法科大学院制度にかかわる法律というのは既に平成14年に成立している。この制度ができるということは既に分かっていた。幹事の前々回の説明にあったとおり、司法制度改革推進本部の法曹養成検討会の議事録において、500人から600人であればそれほどの不利益にはならないのではないかという記録がある。最終的には検討会の結論としては、数百名ということになったようだが、数百名というのは、もっと仮に300人でもよいということかもしれないし、生きている具体の数字としてあるのは、この500人から600人という議事録の数字で、その辺の意味での予見可能性というものは十分にあると思う。現行司法試験組の救済という面をそのように考えると、それに対して新制度である法科大学院へのマイナスのメッセージの危険性の方が、大きいのではないか。私は、今の大学院生というよりは、長期的には、法曹になろうとしている高校生とか、

将来の法曹になりたいという国民の意欲というものに対する悪影響を心配して
いて、「何だ，法科大学院の制度というのは・・・」などと思われると，初年度
は印象が大きいので，そういうマイナスが非常に怖いと思う。

私も法科大学院制度は育てていかなければならないと切に願っている。ただ
し，先ほど申し上げたとおり個性あふれる法科大学院がたくさんあるわけで，
法科大学院を育てるとということにもっと踏み込むと，言葉は選ばなければいけ
ないが，全部を護送船団でということではないはずだから，そのところをど
ういうふうに考えるかということかと思う。また言葉を選ばずに言うと，文部
科学省の方針は，市場に任せるということだったといわれているが，残るべき
法科大学院は残り，淘汰されるべき法科大学院は退場していただくと，これが
育てるということだろうと思っている。少しきつい言い方だが，最初に変な水
増しをしてしまうとそちらの方が心配である。教員の意識はまだまだ法科大学
院の理想としたところを，頭では分かっているのだろうが，実態としては分か
っていないという方も結構いるわけで，法科大学院の理想をそういった人たち
に浸透させるためにも，そういうふうに思っている。法科大学院の理想を理解
せず，予備校教育に頼ろうという気持ちの人が法科大学院の教師ないし管理者
になっているという現実もあると聞いている。

今言われたことに私も同感で，私の育てるという意味は決して護送船団で全
部守るというわけではない。むしろ，あるべき教育，あるべき授業がむしろ広
く行き渡るように，今言われたような予備校に頼るといような考え方が排除
されるような方向で育成すべきだと，そういう意味である。だから，先ほど最
初に，法科大学院を拝見したときに予備校的なニュアンスがあるところはいか
ががとの趣旨の発言をしたのはそこにつながるわけで，本当にいろいろな法科
大学院があって，これをどういうふうに評価したらいいか，さらに飛躍した議
論をすると，各法科大学院で合格率が平均化するのかどうかと，そういったこ
とまで問題になってくるかと思う。先ほど言われた第三者評価はどのようなか
ということも近々問題になってくる案件である。そういったことの中で育成して
いくということだろうと思う。それに対する阻害要因を，この合格者の数を想
定することによって設定してはいけないということだと思う。

規制緩和と自己チェックというものの見方をした場合に，規制緩和という観
点から，一定の要件を満たした法科大学院にはすべて門戸を開き，これを修了
した人間はすべて法律資格を与えるということになれば，ふさわしい人間とし
て事後チェックする必要が生じる。本来は，5年後に発効する第三者評価機
関等によってチェックされることが望ましいのだろうが，これは当分発動しない。
その意味を含めて，法曹にふさわしくない者が世の中に出ていかないと，ある
いは法曹にふさわしくない者しか生み出せないような学校を排除すると，ある
いは自然淘汰でまかせるような環境を作り出すという点からも，司法試験とい

うのはある程度厳格な，ある一定の中身・レベルというのを保った者を選抜する意義というのは，今の規制緩和の事後チェック的な機能から言っても必要だろうと思う。それが真に理想的な大学を育てるための大きな要素という気がする。

私はやや観点が違うのかもしれないが，結論としては今言われたことに近いのかもしれない。医者とは違うが，弁護士の資格，法曹の資格ということになると，人の財産だけでなく，場合によっては，生命，身体の安全にまで大きな影響が及んでくる職業なので，やはり，それだけの任に耐えるという資格でなければならない。だから，どうしても譲れない線はあると思う。恐らく，法科大学院で熱心に取り組んでいただいている教授，あるいは熱心に取り組んでいるそれだけの素質を備えた学生であれば，将来それだけの能力をクリアしてくれると思う。しかし，すべてがそれだけのレベルに達するかどうかは，実際やってみないと分からないところがある。

さっき言ったことの繰り返しになるが，そういう議論の設定の仕方というのを聞いていると，一番良いものとして置いている基準が，やはり過去の司法試験の合格のようなことを理想に置いているように聞こえる。私は法科大学院と新しい制度というのをリンクして変えた理由というのが，従来のものとは違うことをしようとしていて，それを育てなくてはいけないということなので，従来と同じものを再度実現させるということに目標を置く議論はちょっと違うという気がする。やはりドラスティックに変えるわけだから，最初の取っかかりのところで，それがどちらの方向に進むかということは，波及効果があると思う。そういう意味で，やはり何にも変わらないんだというイメージを与えてはいけないと思う。確かに粗製濫造をしてはいけないが，私が先ほど言ったのは，従来の試験のように20回も受験するようなことは決してよいことではないと思うので，それとは違う，プロセスのやり方を一応認可したわけだから，その意味では，議論の目標の設定の方向をちょっと変えないといけないという気がする。

どういふふうに変えるのか。

ある程度法科大学院を最初のうち信用するしかないと思う。今法科大学院が信用できないから，従来型の司法試験の考え方で厳しくしてみようというのでは，永久に走り始めないと思う。この数年の間というのは分からないかもしれないが，法科大学院をある程度信用するしかないと思っている。

前回問題提起したが，ここで想定する数がどういう意味を持つかということ，資格試験との関係でどう考えたらいいのかということである。確かに第三者評価は動き出すのが先になるが，実際の法科大学院の修了者の質というのは，

まず平成18年には2年コースの修了者の質が試験によってある程度は検証できるだろうと思う。平成19年にはそれに加えて、3年コースの修了者の質もある程度検証できるだろうと思う。我々はそのこのところの数字を議論していたわけだが、この数字の意味は、例えばここで仮に何千何百というような数を考えた時に、それが一人歩きしてしまって、その試験の受験者の質のいかにかわらず、それに近い合格者を出すのか、あるいはそれに限定されてしまうのか、こういう問題がある。仮に質がうんと悪ければ考えざるを得ないだろうし、仮に質がもっと良ければここで議論する数字よりもっと合格させても良いかもしれない。この辺り誠に不確定要素で、何とも言いようがない。そういう意味での数字を議論するんだということだと私は認識している。どういうふうにここで議論する数字を考えたらいいのか。

趣旨が違っているかもしれないが、私の頭では質と数をきっぱり切り分けられないので、それをお許しいただきたい。今回の、要するに新しい法曹、それが何なのかということは分かっているようで分からない。よく考えれば考えるほど分からない。私も実は法科大学院に行ったときに、後で学長さんか何かによほど聞こうと思ってここまで出たがやめたのは、今まで皆さん教育に携わっていたと、しかし新しい法曹の理念ということで作られたんだけど、それにしてもあなたの経験から言えば今教えている学生たちは、どのくらいは法曹人として出していると思うか、それは本当に7割か、8割あるのかということを知りたいと思ってやめた。

新しい法曹とは本当に何なのかと、いろいろな方に聞いていくと、全部法曹になりたい人はならしてしまえばいいよと、後は市場に任せればいいと言う人がいる。しかし、それは恐らくだめなのだろう。それでは、各法科大学院で各先生方がこの辺ならいいということで卒業させ、その人たちは全部法曹にならせることにするのか。しかし、それも難しい。では、法科大学院を出た人のうちどれだけの人を法曹にするかを誰かが判断するとして、その時の問題は、その判断をする側が、今までの常識を引きずった、今までの法曹の中にいた人が判断するということだ。最終的には、そういうのを全部取っ払った方がいいのかということになる。そういう議論がいろいろあるのだが、そこに最後に突然数字が出てくるということだ。

新しい法曹を作るために新しい仕組みを作った人たちは、その辺をどういうように考えたのか。要するに新しい法曹うんぬんというときに、あるラインを超えればいいという辺りを考えつつも、一方で数字がある。その辺も、矛盾した話である。だからと言って、この問題が全国的な議論になっているといいながら、実際に興味を持っている人はそんなにいない。そこで、この委員会の結論としては、ある程度許される数字があるとすれば、その数字辺りのギリギリのところまで妥協ができるのであれば、それでいいのかなと思う。

まさに私が言った、数字というものはどういう意味を持つのかというのは、

それはそんなに拘束的な意味合いを持つんですかという意味だった。そうすると、これから議論してある程度目安をどこかで発表するだろうが、そこで発表される数字は一応の目安といった限定的な意味しか持たせられないのではないかと思う。しかし、他方で司法試験委員会が発表した数字だとすると、社会的な意味もあるわけで、いろいろな影響も及ぼす。その数字よりも、実際の合格者数が多くても少なくても、そう大きく裏切る数字を出すのはやっぱりなかなか難しいんだと思う。そうするとこの数字の扱いは、よく分からないなというのが、私の率直な感想。

救済すべき旧試験者数を仮に500人としたら、引き算として合格を1,500人として残る1,000人が新司法試験だと、3,000人台になれば2,500人だと、こういうものではまたないんだと思うところが、まず質というものをどう考えるのかという問題になるんだと思う。

そうするとやはり、旧試験で救うべき人の数とは、ある程度、技術的にも予測が立つんだと思う。今までのノウハウが蓄積されているし、大体の試験の程度というのもわかっているし、受かる人の力とこれまでの合否判定数字もあるから。その数字が見えたからといって、残りは全部新司法試験だというものではないんだと思う。そこだけは、確認しておく必要があるだろう。それならばどうするのかというと、提示する数字を幅を持たせるしかないだろう。それが現実的な話かなと思う。

今までの法曹養成制度、あるいは点としての司法試験で選抜されてきた人、それに対する批判が今回この改革につながったと思う。そうすると、従来がこうだったからこれでいいんだという前提ではなくて、違うものが今後求められていると思う。それは何かというと、例えば、法学未修者は3年で法科大学院を終えるわけだが、それは知識だとか重要な判例をすべて教え込むには足りないのかもしれないが、求める質が違うということである。理科系の人たちというのは、むしろ発想がおもしろい。うまく本質的な発想に切り替えられた人は、法科大学院ですばらしい伸びを示している。そういうような御意見も授業参観の際に教員の方からいただいた。新しい時代の法曹なんだよということだ。旧式な法曹の側からは、どうしても自分を基準に考えてしまうが、それはできるだけ避けなければならない。もう一方で、委員長が言われたような社会に対する責任というものがあるから、それも考えなくてはならない。しかしながら、そこに拘泥していると、これから少なくとも何十年間続く法曹養成制度、ここで立ち上げた法曹養成制度の行く末が妨げられて、実は未永くとんでもない法曹を輩出することになる可能性さえある。だから、現時点では、思い切って新制度を育成するということに重点を置くべきだ。

国民の関心がないという意見もあったが、少なくとも法学部とか進路を考える人たちの世代では、法科大学院というのは何なのかと、それは興味を持って

いる。職業選択とか、大学でどのように進むかとか、皆いろいろ考えているところはあらずだ。また社会人の方もかなり関心を持っている。社会人から転身される方が多いので、日本の法科大学院の場合、それほど国民的に無関心ということではないと思う。実は、法科大学院は医学部のように、行けばほとんど法曹になれると、7、8割というような感覚を持っていた方が多かった。実は今回の新聞報道の後、法律以外の分野の方から「大変なことですね、法科大学院というのは。」と多くの方に言われた。我々法律家にとってみれば、法科大学院の収容定員があれだけ多くなったので、一定程度の予想ができた部分はあるが、ほかの分野の方々は全く事情が分からない。新しく法科大学院ができたらしいということでみていて、今回の報道だったので、「ひどい制度になりましたね。」というのが多くの方の感想だったのではないか。その中でこの法科大学院をいかに健全に育てていくかという非常に難しい課題がある。

また、新司法試験において、今までの現行試験で求められていたものと同じものを要求しているわけではないはずであって、先ほどから何人かの委員が質について言われたが、どれと比べての質についての不安なのか疑問に思う。やはりそこは、何となく現行の司法試験を引きずっていると指摘はそのとおりなのではないかなと思う。

そうすると、確かにこの質の測り方が難しい。法科大学院では、プロセス教育として、法曹倫理もきちんと教えるし、授業でも口頭で意見のやり取りをさせるとというのが、新しい教育なので、今までとは違う法曹養成教育が法科大学院ではできるはずだ。その上での質は、今まで考えているのとは違うはずなので、初めから質がここまでないかもしれないというときの基準は、どこに求めるのか。初めから、それには解がないような気がする。国民の求めている法曹像、強いて言うなら、熱心で、頭が固くなくて、例えば最高裁判例だけでない、もちろん知識としては持っているべきであるとしても、もう少し新しい考え方を柔軟に裁判官の方に説得できるような、明快な論点を自分の頭で考え出すことができる人があるべき姿ではないか。そうだとすると、まだ法科大学院がはじまって半年しかたっていないところで、求める質に届かないのではないかという議論はできないのではないだろうか。

皆さんとそう違うことを言っているつもりはないのだが、私が指摘したいのは、法科大学院を信じるのは結構だが、法科大学院の教員の多くは、昨日まで法学部で教えていた人たちだということである。新しい法科大学院の理念が身に付いていない教員がいるのではないか。さらには、昨日まで司法試験受験予備校に行っていた学生が、法科大学院の1年生（法学未修者）、2年生（法学既修者）にいる。こういう人たちは現行試験における受験予備校式の教育が抜け切れていない。今は過渡期である。私は新しい法科大学院は、大いに伸ばしていただきたいと思っているが、法科大学院の教師・学生の実態のある程度は、法科大学院の理念に沿わない部分を含んでいる。新しい法曹養成制度が現行司法試験のマイナス評価から出発したとすれば、今は過渡期であるために、まだ

そのマイナス部分を引きずっている法科大学院の教師と学生がいるということ
を申し上げたい。

それを言うてしまうと法科大学院の制度というものを，今後どのように確立
していくかという議論にならない。そもそも制度が成り立ち得ない、育たない
ということにならないか。

私は若干違う意見で，法科大学院が意見書のとおり非常に厳格にいわゆるプ
ロセスとしての教育をきちんとやって，問題のある人は修了させない，間違い
のない人を修了させるということであれば，問題はない。点で入学した人をプ
ロセスで選抜すれば，必ず人数は一定限度全体として絞られてくるはずである。
学生の質も違いうだろうし，大学によって様々だと思うが，いずれにしても，入
った人が必ず全員修了できるなんていうのでは意味がない。プロセスとして教
育し適格者を修了させたとはいえないことになるから。改革審議会の意見書に
あるとおり厳正に評価され，それで数が絞られてくれば，おのずと，それを信
用してほとんどの人が合格すればそれでいいということになるだろうし，まさ
に意見書が言っているとおり7，8割の人が合格する結果になるんだらうと思
う。

ところが，現実の問題としては，そうなるかどうか分からない。だからこ
そ，そういう状況を見ながら順次決めて，考えていってくださいということでは
ないだろうかと思う。私は，決して法科大学院を信用しないということでは
ない。要するに，まだ分からないということだ。意見書にも書いてあるとおり，
プロセスとしての教育をしっかりとやってくださいよというのだが，どうしても
教えている側には，一定レベルに達していない学生に対しても，自分では落第
点を付けられないという教員の方が結構多いようである。そうなりと一体どう
なるんだということ，私はきちんとおこななければならない。そうする
と，どこでもきちんとした評価がされないでしまうということになってしまい，
司法試験で評価するしかないではないかということになると思う。

現行の試験のように，受験者が15回も20回も受ける試験はおかしいとい
うのは全くそのとおりだが，それは，2%とか3%の人しか合格しない試験で，
それに対して5万人近い人間が受けてくるという前提がある。今度はこの前提
を壊して，来年度の新たな法科大学院を含めて6，000人程度の定員という
設計があり，5年で3回しか受験の資格を与えないという形だから，質の問題
に転化する前に，前提のその枠を全部変えてしまっている。今度の制度自体が，
15回も20回も受ける受験生というのは存在しない時代に入るわけだから。

5万人もの人が受けるというのは，それはそうだが平成16年に実際に合格
している人の中に20回とかという人がかなりの割合でいる。

しかし，5年で3回しか受けられないので，それもあり得なくなる。

それは良いことである。

それだけで既に大きな変貌をきたしているのではないか。

3年を長いとみるか短いとみるかで違うと思う。3回を毎年受けて，この3回の間で何パーセント受かるかということで，だから結構受かるじゃないかという話もあったが，結局また法科大学院を出ても従来のように何回も受けると，それが3回であってもとにかく何回も受けるということで最終的には実現するということでは，法科大学院のプロセスとしての養成をするということが薄まっていくような気がする。だから，もっともっと一番理想的に言えば，良い法科大学院しかなくて，良い法科大学院を出ればほとんど受かるというのが理想論なんだろうと思う。先ほど言われたような現在のプラクティカルな意味でどうこうということまで聞かされても，ちょっと困るので，私としては，理想的というか原理でどういう制度設計をするかという方向性を作るべきで，実情はついてきてくださいよという感じである。だからここでやるべき事は，原理的に，理想的にどういう制度設計であるかということで，法科大学院の質は高いということをも前提とする。それはそういうふうにしてもらわないと困る。それから何年もかかってというのではなくて，そのプロセスが重視されて，皆いろんなところから法科大学院に優秀な人が集まって，やってみようという気を起こさせる制度の方向性が見えるようにしたいというふうに思う。

制度の問題として，どうとらえるかというのは，今言われたとおりである。やはり法科大学院に対しての信用がないということが議論の背景にあるのかなという感じがする。話は少しずれるが，例えば国から地方へ権限を移そうという地方分権の議論のときに，国は地方に任せたら大変なことになると当初かなり渋っていた。それに対しては，地方にやらせてみなければ分からない，まず権限を与えてみなければ始まらないといって改革してきた。国から民間に移すときの議論も同様である。民間に任せたらどうなるか分からないから心配でとても渡せないというのを，やらせてみないとわからないといって移していく。新しい制度というのは常にそういうもので，最初は信用がないものである。制度というのは，発足の時は多少目をつぶらなるとなかなか育たないと思う。確かに内部にはいろいろな問題点があるかもしれないが，法科大学院という制度を入れるというのは，日本の国が決めたことで，今更やめるといふわけにはいかないから，そうであるならば，ある程度の不信には目をつぶってしまわないとだめだと思う。制度設計とはそういうものではないかと思う。

そこはちょっと私の認識と違う。法科大学院に対しては合格者数3,000人という数字が出て，長期的にはそうなることは決まっている。私はもっと

法科大学院の質が良くなって3,000人ではなくてもっとたくさん合格させてほしいと内心は思っているが、とにかく5年後くらいには3,000人合格になるのである。ところが、今問題になっているのは過渡期のことである。過渡期をどう作るかということと、法科大学院の制度がどうあるべきかということとは、私の中では区別していいものだと思っている。現在議論しているのは過渡期の新旧両試験併存期をどうするかということで、長期的なものとは違うことを、やや混然として議論しているのではないか。

しかし、それでも司法試験委員会のアナウンスは、国民に対するメッセージ性があり、それが法科大学院制度に対するマイナスの意味を持ちうるから問題になるのだ。

そのメッセージ性というのはどういうことか疑問を持つ。例えば初年度これだけの人数が合格しますということを聞いて、それで高校生は何を考えるとこのだろうか。高校生は、初年度は自分はもう受けられないのである。

パーセントをどういう形で出すかというのはまた別の問題だが、いずれにせよ、初年度が一番注目され、法科大学院という制度に対する印象を形作ることになるので重要だと思う。とりわけ私が象徴的に考えるのは朝日新聞で報道された800人、800人という数字。現行と法科大学院との割り振りをどういうふうに司法試験委員会が決めるかというその決め方。これが、法科大学院の方の数が多くなれば、それは、司法試験委員会としては、法科大学院制度を育てていくべきものと考えているというという一つのメッセージになる。

私と少し感覚がずれる。法律家になりたいと思っている高校生は、自分たちが受験するときには法科大学院から3,000人合格するというところを見るのではないか。

マスコミの報道のされ方をみると、法科大学院の制度そのものに対して、当初の制度設計と違っているという在り方自身への疑問、質問がくることが予測されるのではないか。

最初に言われた意見書との関係で、当面3,000人を前提として議論をするということによいのか。

今いろいろな意見が来ているが、例えば合格者数を6,000人とか10,000人とかにするということは、私たちの権限ではできないと私は、考えている。それは閣議で決定されていることだし、司法制度改革審議会でも永年議論して、日本の将来のあるべき法曹の数は2010年に3,000人を目標にする、ただし上限ではないと言っている。だから、我々としては、合格者の切り

方で3,100人になった3,200人になった,あるいは成績が悪いから2,900人になったということは構わないと思うが,一度に6,000人にする,10,000人にするということはできないし,逆に1,500人にするのもできないと思うが。

冒頭に司法制度改革審議会の意見書をどう評価するのかと申したのは,正にそのことで,当面の目標とするのは3,000人,その前提までではないか。

将来的には,3,000人といっているけれども,今後状況が変わるかもしれないので,合格者数のシミュレーションは余り長くやる必要はないと思う。

今は例えば来年,再来年のことを当面決めておいて,そこから先はもう一つ先で決めてもらってもいいと思う。

世間は,平成18年の最初の試験を着目しているが,私は,注目すべきは,未修者も卒業する平成19年だと思う。そのときに現行司法試験と新司法試験の合格者数をどうするかが難しい。

私も問題は平成19年にあると思う。平成18年をどうするかは,ある程度政策的な判断というようなことになると思う。

平成19年は,できるだけ新司法試験合格者数を増やしたい。

合格率の増加のカーブはどれくらいまで変えられるのか。

できるだけ,平成19年から,総数3,000人に近づけるべきだと思う。

その辺のことは,制度全体をみて議論しなければならない。

合格率の増加のカーブを考える場合には,法科大学院が本当の法科大学院になるのはいつかということが問題だ。平成19年では,法科大学院はまだ未成熟だろう。一回りしなければ,教育の感覚は完成しないのではないか。

先ほどからの話では,委員全員,法科大学院をできるだけ尊重しようということでもとまっていると思う。結論的には,この前から新聞をにぎわせている800人で頭打ちという議論はなかった。この点はさらに次の機会に詳しく議論することとしたい。今日の結果は,委員会終了後,記者にブリーフィングしてほしい。

前回の委員会では,過日の報道でいろいろ誤解を招いたことについて何らか

の説明を果たすべきだということになった。しかし、すぐに本日の会議があるということで、委員長とも相談の上、会議後に、記者にブリーフィングして、過日の報道や本日の議論の結果を説明することとしたい。

ブリーフィングの内容としては、いわゆる法務省素案などは一切ないこと、新聞記事の中で、「現行試験を受けている人の方が優秀」という判断があったかのような部分があるが、当委員会ではそのような議論は全然なかったということの説明をしたい。

そして、今日の議論については、司法試験委員会としては、新しい法曹養成制度、法科大学院を育てていこうということで一致している、司法制度改革審議会意見書等を尊重して議論を進めていく、合格者数問題については不確定な要素が多いので、現段階においてきちっとした数字まで決めることができるのか、あるいは併行実施期間中の全期間にわたって定めることができるのかという議論があった、場合によっては、数字の示し方は一定範囲の幅のある数字で示さざるをえないのではないかと、司法試験委員会としては、過日新聞報道されたような新司法試験と現行司法試験の合格者数を同数に扱うということについては問題があり、新司法試験の合格者の方を多くするべきという意見が大勢であったということで説明してよいか。

(異議なし)

新聞報道で法務省素案があるように書かれてしまったが、各委員は、新聞報道された案でよいという意見はなく、むしろ、新司法試験の方を多くすべきだという意見が大勢だったが、具体的なことは次の機会に話し合いたい。

今般、いろんなところからいろんな意見書があり、中にはなぜ公聴会を開かないんだというもの、また密室ではないかという批判なども受けているので、場合によってはヒアリングの機会を設けてはいかかと思う。

どういう方面から聴くか。

難しいが、一つは、当然法科大学院の関係者の方々だろうか。

タイミングの関係ではどうか。ある程度早く方向性を出した方がいいという面もあるが、意見聴取の機会を設けると、方向性を示すのが少しずれ込むことになるかもしれない。それはいいか。

大雑把な感覚だが、意見聴取したとしても参考になるような新たな意見が出るのか。ほとんど意見は集約されているような気がするが。

私もそんな気はするが、それを再確認するという事だろう。

(協議の結果、平成17年1月18日午前10時からヒアリングを行うこと、ヒアリング対象者の人数や人選については追って決定すること、ヒアリングは報道関係者に公開すること、ヒアリングの内容について法務省ホームページに顕名で掲載することが決定された。)

(4) 平成17年前期における司法試験委員会の開催日程について

平成17年1月から6月までの司法試験委員会会議を資料2の日程で開催することが決定された。

7 次回の開催日程等について

次回の第14回司法試験委員会会議は、12月10日(金)午前10時から開催することが確認された。

(以上)